

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 8件

岩手国民年金 事案 598

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月まで
申立期間当時は、父が私の国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は 11 か月と短期間であり、申立期間の前後の国民年金保険料が納付済みとされながら、申立期間の保険料のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料も夫の分と一緒に納めていたので、申立期間について、私だけが保険料の申請免除のままとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 4 月 16 日に夫婦連番で払い出されており、国民年金被保険者台帳によると、申立期間後の昭和 41 年度分の申立人及びその夫に係る国民年金保険料については、昭和 51 年 4 月 30 日に追納されているなど、夫婦の納付状況は一致していることが確認できることを踏まえると、申立期間について、申立人の夫の保険料が追納されているのに対し、申立人のみが申請免除のままとされていることは不自然である。

また、申立人は、国民年金と厚生年金保険との切替手続を複数回適切に行っているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月及び同年8月
20歳からの国民年金保険料を夫が納付してくれたはずであり、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は申立期間を除きすべて納付済みとなっているほか、申立人の夫の保険料は、国民年金加入期間において完納されているなど、申立人の夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A町（現在は、B市）作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人の昭和39年9月から41年3月までの国民年金保険料は、同年7月に過年度納付されており、当該時点において、申立期間の保険料は納付可能である上、前述のように申立人の保険料を納付したとする申立人の夫の納付意識が高かったことを踏まえると、申立期間の保険料についても過年度納付したものとみても不自然ではない。

さらに、A町作成の国民年金被保険者名簿では、申立人の生年月日が昭和19年*月*日から同年*月*日に訂正されていることが確認できるとともに、オンライン記録によると、当該生年月日の訂正は平成元年1月18日に行われていることが確認できるなど、当時の行政側に事務処理上の過誤があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月まで

国民年金保険料の納付は義母に任せていたが、義母が行政区の班の集金により納めていたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母が、行政区の班の集金により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、A 市によると、国民年金制度発足当初から行政区単位に国民年金委員を配置し、各班で保険料を集金していたとしており、申立人の主張と符合する。

また、申立期間は 9 か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料については、納付済みとなっていることを踏まえると、申立人の保険料を納付していた申立人の義母の納付意識の高さがうかがわれ、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から45年1月まで
② 昭和46年3月
③ 平成3年5月及び同年6月

申立期間①の国民年金保険料については私の父が、申立期間②の保険料については私の夫がそれぞれ納付したはずであり、また、申立期間③については、夫の被扶養者となっていたので、納付しなくても納付したことになるはずである。

よって、申立期間の保険料が未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、その夫が婚姻に伴う手続を行った際に当該期間の国民年金保険料を納付したとしており、申立人から提出された国民年金手帳によれば、婚姻に伴う氏名変更が昭和46年4月に行われたことが確認できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその夫は、当該期間の保険料を納付した後に、昭和46年度の保険料1年分を納付したとしており、このことについては、当該年金手帳から同年度の保険料を一括して納付していることが確認できることを踏まえると、当該氏名変更手続時点に当該期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、成人式に出席するため、昭和44年の正月に実家に帰省した際、父に当該期間の国民年金保険料を納付しておいたと言われたとしているが、国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年3月に払い出されていることが確認できる上、申立

人の父は既に他界しており、申立人自身は当該期間の保険料の納付に関与していないため、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

なお、申立人は、当該国民年金手帳に記載されている被保険者の資格取得年月日及び種別を理由に国民年金保険料の納付を主張しているが、これらの記載は保険料の納付について証明するものではない。

また、申立人の父が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間③について、申立人が国民年金第3号被保険者と認められるためには、当該期間に係る当該被保険者資格取得届の提出が必要であるが、申立人は、当該期間に係る当該手続は行っていないとしていることから、当該期間は未納期間となったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から同年3月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで
③ 昭和40年9月から42年3月まで
④ 昭和43年4月から45年3月まで
⑤ 昭和45年10月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫の父がA農業協同組合（現在は、B農業協同組合）の組合勘定からの引き落としで納付していた。納め忘れの無いように引き落としにしていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の義父がA農業協同組合の組合勘定により自動的に納付されるようにしていたと主張しているが、一方で金銭の管理はすべて申立人の義父が行っていたことから、通帳の中身なども見たことは無く、詳しいことは分からないとしており、申立人の義父は既に他界しているなど、具体的な保険料納付の状況は不明である。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料は、申立人の夫の昭和40年9月分を除いていずれも未納とされている。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時同居していた申立人の義妹の国民年金保険料も申立人の義父が納付していたとしているが、義妹の国民年金手帳記号番号は昭和46年1月に払い出されており、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、43年11月以前の期間は未加入期間である上、同年

12月から46年3月までの期間の保険料は未納であることが確認できる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年12月に払い出されているが、申立人は、31年4月以降C市（現在は、D市）以外に住民登録したことが無いなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が昭和40年9月を除く申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、国民年金被保険者台帳によると、申立人に係る昭和40年4月から同年8月までの国民年金保険料は、41年3月2日に納付されていることが確認できるところ、申立人の夫に係る40年4月から同年9月までの保険料についても同日に納付されていることが確認でき、申立人の同年9月の保険料のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間、39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、40 年 10 月から 42 年 3 月までの期間、43 年 4 月から 45 年 3 月までの期間及び 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで
③ 昭和 40 年 10 月から 42 年 3 月まで
④ 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで
⑤ 昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、父が A 農業協同組合（現在は、B 農業協同組合）の組合勘定からの引き落としで納付していた。納め忘れの無いように引き落としにしていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の父が A 農業協同組合の組合勘定により自動的に納付されるようにしていたと主張しているが、一方で金銭の管理はすべて申立人の父が行っていたことから、通帳の中身なども見たことは無く、詳しいことは分からないとしており、申立人の父は既に他界しているなど、具体的な保険料納付の状況は不明である。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料は、申立人の昭和 40 年 9 月分を除いていずれも未納とされている。

さらに、申立人は、申立期間当時同居していた申立人の弟の妻の国民年金保険料も申立人の父が納付していたとしているが、弟の妻の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 1 月に払い出されており、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、43 年 11 月以前の期間は未加入期間である上、同年 12

月から46年3月までの期間の保険料は未納であることが確認できる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年12月に払い出されているが、申立人は、C市（現在は、D市）以外に住民登録したことが無いなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の国民年金保険料については、義父が亡くなった後に、夫がさかのぼってすべて納付したはずである。申立期間が保険料の申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金保険料をさかのぼってすべて納付したはずだとしているが、申立人自身は国民年金の申請や保険料の納付に直接関与しておらず、申立人によれば、申立人の夫から当時の納付状況等を聴取することは困難であるとしており、具体的な保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、国民年金加入当初は国民年金保険料を納付しておらず、申立人の義父が亡くなった昭和 41 年以降に保険料納付を開始したとしているところ、国民年金被保険者台帳及び A 市（現在は、B 市）作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫の 36 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料は、46 年 7 月 5 日に特例納付されていることが確認できる一方、申立期間については、申立人及びその夫のいずれも申請免除期間として記録されている。制度上、国民年金保険料の特例納付は、保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間を対象に行われるものであることから、申請免除期間である申立期間については、特例納付を行うことができなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間は申請免除期間であることから、申立期間について国民年金保険料を納付する場合は追納の手続が必要となるが、申立人から聴取しても、免除の申請や追納の手続については分からないとしており、申立期間

について追納による保険料納付が行われたような形跡はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月から53年9月まで
申立期間の国民年金保険料は、母から特例納付によりまとめて納付したと聞いたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る申立人及び申立人の弟の二人分の国民年金保険料は申立人の母が納付したとしており、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な供述を得ることができなかつたため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年7月時点は、特例納付実施期間外であり、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母は、申立期間の国民年金保険料は一人当たり約5万円、二人分で約10万円であったとしているが、申立期間のうち特例納付対象期間である昭和50年8月から53年3月までの実際に特例納付に必要となる保険料額は、一人当たり12万8,000円、二人分で25万6,000円であり、申立人の母の主張とは相違する。

なお、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立期間後の昭和53年10月から55年3月までの1年6か月分の国民年金保険料は、56年1月から57年1月までの間に5回に分けてさかのぼって納付されていることが確認でき、さかのぼって納付された保険料の合計額は一人当たり5万5,980円、二人分で11万1,960円である。

加えて、申立人は、申立人が所持する年金手帳に昭和50年8月に資格取得した旨記載されているので、同月から国民年金保険料を納めたことになると

主張しているが、当該記載は国民年金の資格取得年月日を記載するものであり、保険料の納付について証明するものではない。

また、申立人は、20歳以降A市以外に住民登録をしたことが無いなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月から53年9月まで
申立期間の国民年金保険料は、母から特例納付によりまとめて納付したと聞いたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る申立人及び申立人の兄の二人分の国民年金保険料は申立人の母が納付したとしており、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な供述を得ることができなかつたため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年7月時点は、特例納付実施期間外であり、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母は、申立期間の国民年金保険料は一人当たり約5万円、二人分で約10万円であったとしているが、申立期間のうち特例納付対象期間である昭和50年8月から53年3月までの実際に特例納付に必要となる保険料額は、一人当たり12万8,000円、二人分で25万6,000円であり、申立人の母の主張とは相違する。

なお、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立期間後の昭和53年10月から55年3月までの1年6か月分の国民年金保険料は、56年1月から57年1月までの間に5回に分けてさかのぼって納付されていることが確認でき、さかのぼって納付された保険料の合計額は一人当たり5万5,980円、二人分で11万1,960円である。

加えて、申立人は、申立人が所持する年金手帳に昭和50年8月に資格取得した旨記載されているので、同月から国民年金保険料を納めたことになると

主張しているが、当該記載は国民年金の資格取得年月日を記載するものであり、保険料の納付について証明するものではない。

また、申立人は、20歳以降の昭和54年4月から同年12月までA市に住民登録しているが、申立人自身、A市では国民年金の加入手続きをしたことが無いとしており、20歳以降A市及びB市以外に住民登録をしたことが無いなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から同年12月までの期間及び7年10月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月から同年12月まで
② 平成7年10月から同年11月まで

申立期間①前後はA社の臨時職員として働いており、その際と同僚から、仕事をしていない間の国民年金保険料は、市役所に出向いて、自分で納付するように助言されたので、当時居住していたB市の市役所に行ったことを覚えている。B市役所の国民年金担当の窓口で加入手続きをし、その場で保険料を納付したと思う。その後も同じようにしてきたはずであり、申立期間②についても、当時居住していたC市の市役所に行き、国民年金の加入手続きをし、その場で保険料を納付したと思う。自分としては穴が空かないようにしてきたつもりなので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間①は申立人が20歳に到達する前の期間であるため、制度上、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付することはできなかった期間であり、申立人の供述には不自然な点がみられる。

また、申立期間②についても、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したとしているが、C市の国民年金に係る電算記録によると、申立期間は未加入期間となっていることから、申立人に対し納付書が発行されることは無く、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に係る国民年金の加入記録は、申立人が所持している年金手帳及びオンライン記録とも一致するなど、記録に不自然さはみられない。

さらに、申立期間②について、申立人は国民健康保険にも加入したとしているが、C市の国民健康保険に係る被保険者台帳には、申立期間②当時に申立人が国民健康保険に加入していた形跡は見当たらない。

なお、オンライン記録において申立人が第1号被保険者として国民年金に加入し、国民年金保険料が納付済みとなっている期間は、申立人が国民健康保険に加入していた期間と同一期間であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から同年5月までの期間及び9年3月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月から同年5月まで
② 平成9年3月から同年4月まで

私は、20歳になったために父親の健康保険の扶養から抜けて国民健康保険に加入しなければならなくなったが、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行うように説明されて、国民年金に加入した。

加入当時無職だったため、最初の1か月の国民年金保険料を申請免除とし、別の1か月分は納付できないまま2年過ごし、納付していない。

私は、国民年金加入期間6か月のうち4か月分の国民年金保険料を納付しているので、被保険者記録照会回答票に国民年金保険料の納付済月数ゼロとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったために父親の健康保険の被扶養者に該当しなくなったとしているが、申立人の父親は、申立人が被扶養者に該当しなくなったのは、就職して収入を得たためであったとしており、オンライン記録によると、申立人は平成6年6月に厚生年金保険被保険者資格を取得している上、当時申立人の父親が加入していた健康保険組合では、申立人が申立人の父親の被扶養者でなくなったのは同年7月であったとしていることから、申立期間①は、申立人は申立人の父親の被扶養者であったため国民健康保険に加入する必要が無いことから、国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行うように説明されて加入したとの申立人の主張とは符合しない。

また、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録によると、平成9年1月1日に申立人の厚生年金保

険被保険者記号番号が基礎年金番号として付番されていることが確認できることから、申立人が国民年金に加入したのは、同日より後と考えられるが、基礎年金番号が付番された時点で、申立期間①は時効のため国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、国民年金に加入した最初の1か月の国民年金保険料は申請により免除されたとし、別の1か月については時効のため保険料を納付していないとしているところ、オンライン記録によると、平成9年3月の保険料が免除されており、申立人に係る免除期間は同月のみである上、同年4月の保険料は未納となっていることから、申立人が国民年金に加入した際の記憶と申立期間②の記録は符合している。

加えて、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から同年 10 月までの期間、39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から同年 10 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで
③ 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

申立期間当時は農業をされており、忙しく、毎月役場に納付できずにまとめて納付したことがあったような気がする。冬は出稼ぎをされており、納付が遅れると役場の職員の方が家に来て、納付するようにと催促された。

納付が遅れることもあったが、未納は無いと思っていたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された国民年金手帳によると、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す検認印がいずれの期間についても押されていることは確認できない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名を複数の読み方で検索しても、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人の、申立期間に係る国民年金保険料の納付についての記憶は曖昧である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から39年3月まで

私が昭和33年から勤めたA社では、私が20歳になった際に、事業主が私だけを国民年金に加入させてくれて国民年金保険料を納めてくれたので、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、また、申立人の国民年金加入手続を行ったとする事業主に連絡が取れないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳の交付を受けたことが無いとしている上、申立期間当時に申立人の住所地を管轄していた社会保険事務所（当時）では、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しが無いとしているなど、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間について、仮に国民年金被保険者であった場合、昭和39年3月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した後に、国民年金の被保険者資格喪失届を市役所に届け出ることになるが、申立人は自身の国民年金被保険者資格の取得及び喪失に関する手続をしたことが無く、申立人自身、申立期間の国民年金保険料を直接納付したことが無いとしているなど、申立期間について国民年金に加入して保険料を納付していたとする主張には不自然な点がみられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。